

官報

昭和二十二年十一月六日

○第一回 參議院會議錄第四十四号

昭和二十二年十一月五日(水曜日)午前
十時三十分開議

議事日程 第四十三号

昭和二十二年十一月五日

午前十時開議

第一 農地開闢官團の行う農地開
闢事業を政府において引き継い
だ場合の措置に関する法律案(内
閣提出) (委員長報告)

第二 重要肥料統制法等を廃止
する法律案(内閣提出、衆議院
送付) (委員長報告)

第三 薪炭需給調節特別会計法を
改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付) (委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたしま
す。

去る一日本院は、衆議院送付の左の内
閣提出案を可決した旨衆議院に通知し
た。

昭和二十二年一度一般会計予算補正
(第五号)

昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第二号)

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は、即日こ
れを委員会に付託した。

昭和二十二年一度一般会計予算補正

官報号外 昭和二十二年十一月六日

(第七号)

予算委員会に付託

郵便法案

通信委員会に付託

同日衆議院議長から、国会において議
決した左の予算を内閣に送付した旨の
通知書を受領した。

昭和二十二年一度一般会計予算補正(第
五号)

昭和二十二年一度特別会計予算補正
(特第二号)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

重要肥料統制法等を廃止する法律
案可決報告書

農地開闢官團の行う農地開闢事業を
政府において引き継いだ場合の措置
に関する法律案可決報告書

薪炭需給調節特別会計法を改正する
法律案可決報告書

昨四日内閣から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は、即日
これを厚生委員会に付託した。

赤十字の標章及び名称等の使用の制
限に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

石油配給公團法等の一部を改正する
法律案

同日議員から左の質問主意書を提出し
た。

小作料金指定價格不公平に関する質
問主意書(木村三郎君提出)

水害地農民に麦種子並に菜種子配給
等に関する質問主意書(小川友三君
提出)

天皇陛下巡幸に関する質問主意書
(山下義信君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員平野善次郎君提出十五坪
以下(簡易住宅)の住宅の許可制度撤
廃に対する質問に対する答弁書

参議院議員平野善次郎君提出薪炭配
給業者を臨時許可する件に対する質
問に対する答弁書

参議院議員池田恒雄君提出麦類生産
計画に関する質問に対する答弁書

参議院議員池田恒雄君提出ワラ工
品に対する報價肥料に関する質問に
対する答弁書

十五坪以下(簡易住宅)の住宅の許
可制度撤廃に対する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十二年十月二十五日

平野善次郎

参議院議長松平恒雄殿

十五坪以下(簡易住宅)の住宅の許
可制度撤廃に対する質問主意書

質問主意書及び答弁書

現下の住宅難を緩和するには新規
住宅の建設を急速に実施しなければ
ならない。然るに政府の現行制度に
於ては従来その許可を約子定規的
にし、國民の熱望する小型住宅の建
設を阻害し、その反面無益なる建築
物が増加する実状にある依つて左記
の如く改正するを適當と認む。政府
の意見を問う。

一、政府の計画するものの外に個人
において現行規定以内の小型住宅
を建築せんとする者には建築許可
規則を適用せず届出制度に依つて
建築に努力と創意を加えしむるこ
と。

二、一の場合において政府の資材割
当は是を行わざるも自己又は親
類、友人等の死退職品の使用は是
を認むること。

内閣参事第一七号

昭和二十二年十一月四日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員平野善次郎君提出十五坪
以下(簡易住宅)の住宅の許可制度撤
廃に対する質問に対し、別紙答弁書
を送付する。

参議院議員平野善次郎君提出十五
坪以下(簡易住宅)の住宅の許可制
度撤廃に対する質問に対する答弁
書

限られた資材を以て、経済の再
建、産業の復興を図るためには、物
資需給計画に基きこれを最も重点的
な方面へ振向けねばなりません。こ
の重要資材を多量に使用する
住宅建築につきましてもその資材の

面から強力な統制を行う必要が生じ
た次第でありまして御説の通り小住
宅について許可を廃しましても、結
局は大多數の者は、資材の入手が
来ず、勢ひ実力のある者のみが建築
出来ることとなり、延いては建築資
材も陶資材となつて流れ、國の物資
需給計画をみだし最も住宅の必要
者に対し公定價格により資材を入手
せしめようとする今回の建築統制の
根本趣旨にも反することとなりま
す。この間は、建築につき許可
を外すことは困難であると存して居
ります。尙手持資材につきましても
は、物資需給計画に支障のないもの
については、積極的にこれが活用を
図り住宅建設の促進を図つて居り
ます。

薪炭配給業者を臨時許可する件に
対する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十二年十月二十五日

平野善次郎

参議院議長松平恒雄殿

薪炭配給業者を臨時許可する件に
対する質問主意書

家庭用燃料の危機に直面し居る
際、その原因は種々なる点より考察
せらるるも結局において官僚統制の
弊と現行統制組織の活力不足に帰す
る点が多い。よつて左記の如き
方法により是が打開をなすを適當と
認め、政府の意見を問う。

一、従つて是等の制度、機関の外に
來年五月末日迄の期間臨時に薪炭
等を山元より都市の需要者に配給

する業者を認可し現行機關と競争せしむるを適當と認むるが如何。
二、一の許可ありたる者に対して政府は生産者よりの買入、鉄道輸送、小運送等に関し現行機關と同一の取扱をなすべきものと思ふが如何。
三、勿論配給は都市の配給計画によつて公定價格を嚴守すべきである事を付言します。

内閣参事第一一八号
昭和二十二年十一月四日
内閣総理大臣 片山 哲
参議院議長松平恒雄殿
参議院議員平野善次郎君提出新炭配給業者を臨時許可する件に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員平野善次郎君提出新炭配給業者を臨時許可する件に対する質問に対する答弁書
現在の統制の重点は、大消費都府縣の需給を確保するにある。しかしてこれ等の地域への入荷の現在の最大の隘路は、その輸送の逼迫に起因するものである以上、計画輸送の実施は最も強力に実施されるべきものであることは論を俟たない。質問の如く各業者各個に買入、輸送を認め実施せしめる場合に惹起されるべき計画輸送の混乱、不円滑は、自ら明かなところで輸送面のみならず当然予想し得られる消費地近接生産地のみに對する買付け競争の激化並びにそれによつて生ずる生産各縣自体の計画的需給機構の崩壊混亂の弊害は益し甚大なるものと信ずる。

なお、提案の如き方法を講ずる場合それが実行されるであろう地域は、比較的消費地近接の至便地域に限定されることは必至であつて遂には公定價格の維持も困難となり、遠隔地の生産も期待し得られなくなり、全般的に需給の破綻を招来する結果となるから本質問の方法は容認し難く現行通り政府による一元買入、計画輸送を強力に実施することと適當と認める。

麦類生産計画に関する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。
昭和二十二年十月二十五日
池田 恒雄
参議院議長松平恒雄殿

麦類生産計画に関する質問主意書
第一、昭和二十三年年度麦類の生産計画数量について、
(1) 大麦、小麦、裸麦、ビール麦、その他飼料用麦等の生産計画数量。
(2) 各種類別の生産計画数量はどのような關係にて按分されたか。
(3) 來年度麦類の生産計画と來年度の麦類の需給計画と食糧需給計画との關係。
第二、麦類の作付計画はどのような方法で行われているか。
(1) 麦類の作付計画反別は地方別にどのように按分されているか。
(2) 各種類別の麦類は地方別にどのように分布されているか。
(3) 普通畑、桑園、果樹園の間作、水田の裏作等の三つに分け

てみた場合、それぞれ麦の作付に利用される反別とその割合はどうか。
そしてそれぞれの耕地の類型と麦の種類との關係はどう按配されているか。
更に麦類の増産又は生産の維持のため特に耕地が活用され、又は開発されているか。
(4) 麦類と競合關係にある作物は地方的にどのようなものか、そしてその調整はどのように行われているか。
(5) 作付の割当てに當つてそれぞれの立地條件との關係についてどのような按配をしたか。
(6) 農家に割当ての場合、その農家經營に對してどのような經營上の又は技術上の指導を加えているか。

第三、
(1) 麦類は東北、北海道にては完了、関東、中部は天候等により稍、遅れているが開始といつた進行であり、且つ末端に作付反別の割当てが指図されているが肥料の配給は未だ見られていない。
元肥未着のため時付の裝着が遅延している向もある。これはどうしたことがか。
更にどれほどの肥料、どんな肥料が何時配給になるかというプログラムが示されないために殆ど栽培の設計を講図することが不可能で、あたりばつたりに生産を進めているようである。この事態に對して農家の生

産計画の指針となるべき政府の準備と計画を明示されたい。
(2) この秋の米の供出割当は米價の決定に先行した、こういうことはどういふ理論からしても困つたことである。
作付に際してすでに相場というものは目論見がたつていなければならぬ。この目論見のない生産に農家が競争のごとく盲目的に動員されるなどということも敗戦後の理論では納得できない。
農業も亦經營によつて生産されているのであるから、この際農業經營はその生産する來年度の麦類の相場をどの程度に踏んで換算すべきか、經營上の指針を明示せられたい。

内閣参事第一二〇号
昭和二十二年十一月四日
内閣総理大臣 片山 哲
参議院議長松平恒雄殿
参議院議員池田恒雄君提出麦類生産計画に関する質問に対する答弁書
参議院議員池田恒雄君提出麦類生産計画に関する質問に対する答弁書
昭和二十三年麦類生産計画は目下御審議を願つている「臨時農業生産調整法案」の主旨に則つて行政的措置として既に各地方別の作付面積の計画を定め割当を行つてゐるが、生産数量及び供出数量については、同法に基く中央農業調整委員會の議を経て之を定める予定であつて未だ

成案を得てない。御質問第二の(1)の地方別作付計画は、別紙(第一表)の通りであつて、右の作付計画は各縣と充分打合せて割当を行つたのであるが種子の準備の關係その他實際には多少これより減少することもあると考へてゐる。
この作付計画において大麦、小麦、裸麦等の種類別(質問第二の(2))は適地適作によるためにその選択は、地方毎に一任してゐる。但しビール麦については別紙(第二表)の如く定めた。普通畑、桑園又は果樹園の間作、水田の裏作等の農地の利用(質問第二の(3))は、農家の作付計画に適合する一任されてゐる。實際には桑園、果樹園等の間作は減少する見込である。なお、御質問第二の(3)末項に関する開拓地の作付計画は別紙の如く四万余畝である。

麦類との競合作物(主として桑、蔬菜類)及び立地條件に関する調整(質問第二の(4)及び(5))は、特に都市近郊地帯の蔬菜特定地を考慮する外具体的には各府縣の有する作付計画との個別的調整を願つてゐる。
御質問の如く米麦等主穀生産者の經營及び技術についてはその祖國再建のために荷うべき負担の大なるに顧みて特段の考慮が必要であるから政府としても各方面よりする對策を以て農家經營の合理化、農業生産力の確保に努めている所であるが御質問第二の(6)による割当の場合の直接的指導は、行つておらないので今後は市町村農業調整委員會を通じての組織的活動を期待したい。

次に御質問第三の(1)は、配給方法

次、御質問第三の(1)は、配給方法

の改正に伴う肥料購入通帳の記入が
遅れた市町村において農家の入手が
遅れている事実がある。更に配給計
画は、予め中央地方の各段階毎に夫々
割当内容を公示することになつてい
る。

るから御了承願いたい。
次に作付に際しての相場の目論見
は、パリテイ計算の立前から現状に
おいては予測することは困難であ
る。

第一表

昭和二十三年産麦類作付割当面積(二二、一〇、三二)

道	府	県	市	町	村	既耕地	開墾地	計
北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県
群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県
山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府
兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県
香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県
鹿児島県	沖縄県							
計								

第二表

昭和二十三年産ビール用大麦
作付割当面積

道	府	県	市	町	村	面積
北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		
計						

和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
一、八〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一、八〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇

備考 ビール用大麦の面積は第一
表の面積中に含まれている。

ワラ工品に対する報償肥料に關
する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七、四條
によつて提出する。
昭和二十二年十月二十五日
池田 恒雄
参議院議長松平恒雄殿

ワラ工品に対する報償肥料に關
する質問主意書

第一、
(1) ワラ工品の需給計画
(2) ワラ工品の統制機構
(3) ワラ工品の集荷と配給の実状

第二、
(1) ワラ工品に対する報償制度
(2) 今日ワラ工品の報償物資は
ワラ工品の供出者全般に配給さ
れていることは勿論であるが、
ワラ工品の生産者中には農家に
あらざるものがあり、この業者
に対しても農民同様肥料等の農
家必需品が配給されている。

殊にこの肥料はその業者には
不要のもので業者はこれを農家
に闇賣りしている向がある。亦
物交に使用され、米の横流の源
となつてゐるが、政府に事実の
調査はないか。

(3) 農家でワラ工品を副業として
生産し供出している者、農家に
あらずしてワラ工品を生産販賣
している者とに分けた場合、そ
の戸数、その生産と供出の数量、
更にそのうけたるそれぞれの報
償物資の数量等を報告された
い。

内閣参事第一一九号

昭和二十二年十一月四日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄殿

参議院議員 池田恒雄君提出ワラ工品に対する報償肥料に関する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員 池田恒雄君提出ワラ工品に對する報償肥料に関する質問に對する答弁書

第一

(1) 農工品の統制機構

從來農工品の統制は農工品配給統制規則(農林省令)により農工品の集荷は全國農業者の出荷指圖により原則として市町村農業者を通じて都府縣農業者をして集荷せしめ、これを全國農業者に出荷し、配給は全國農業者内に、全國農業者、府縣集荷機關代表者又はその團體、都府縣配給機關代表者、學識経験者等を以て組織する中央農工品需給協議會を設置し、全國農業者の樹立する配給計画を審議し、その決定に基づき全國農業者から直接配給(肥料、農機具、油脂用、農業者自己消費用、北海道向)する分と、都府縣農工品配給協同組合を通じて配給する分とに区分して配給を実施して來たのであるが九月二十日附を以て内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規定に従い、臨時物資調整法に基づき農林省令農産品配給規則が公布され十二月一日より施行されることとなつた。その要旨とするところは

一、規則の對象品目

(一) 農工品(故農工品を除く。)

(二) 穀類を主要原料とする以(地産を含む)、蕨(蕨代用をも含む)川産を除く。、荷造繩及び堅繩(みこ繩を除く。)

(三) 蘭製品(故蘭製品を除く。)、蘭、七島蘭又は太蘭を主要原料とする蠟燭、海綿、上敷、真綿、真綿長物及び絹物、清真産生地並びに花産。

(四) 除虫菊乾花

二、集荷配給方法の概要

1 集荷は登録を受けた卸賣業者が行う。

2 一定規模以下の農家の自家消費の場合を除き、生産者は原則として、生産品の全量を登録を受けた卸賣業者に譲り渡さなければならぬ。

3 農林省は都府縣が卸賣業者よりの報告に基づいて、出荷見込数量報告により都府縣別に配給割當及び出荷割當を行う。

4 都府縣及び市町村は右に基き需要者別配給割當を行い配給券を需要者に交付する。

5 需要者は配給券の予約券の部分により登録を受けた小賣業者に購入申込をなす。現品の存する場合に本券も共に渡して現品購入することは差支えない。

6 都府縣は小賣業者に對し、その集めた配給券の予約券の数量に應じて購入割當証明書を發給し、小賣業者はそれを以て卸賣業者より購入する。

7 販賣業者の登録は六ヶ月毎に更新し、小賣と卸賣の兼業は認めない。

(2) 農工品の需給計画並に集荷配給の実情

農工品統制中、以、蕨及繩は種々の原因により累年減産の一途を辿りつつあつたが、特に昭和二十一年農工品年度の生産は

(一)二十年産米の不作による原料稻類の減收、(二)肥料、燃料、飼料、蠟燭等に要する稻類の需要量の増加、(三)稻類價格の高騰、(四)農工品價格の割安、(五)敗戦に因る生産意欲の減退等の原因により統制機關たる全國農業者の出荷指圖數量二一五、六二〇千点に對し出荷実績は僅かに四八、三七六千点達成率二二%)と云う著しい減産を示したが、昭和二十二年農工品年度に入り、(一)増産競技會の開催、(二)生産者販賣代金の現金拂、(三)化学肥料の特配、(四)その他生産意欲の昂揚等各種の増産対策と生産者の奮起により生産は順次好轉し、二十一年十一月一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一月、十二月の出荷実績は一五五、四五四千点に達し、昨年同期の三・五倍に達しているのであるがなお本年度出荷指圖數量(二四九、三七二千点)の

六二%を達成しているにすぎず本年度の需要三七七、七七〇千点を充足する爲には今後一層の増産と消費規正を圖らなければならぬ実情にある。

特に本第三、四半期は農工品の端境期であり、本期に於ける増産量を相当見込んで配給割當可能量は第二、四半期以前の割當の未積返分を差引くと僅に以において 六、〇〇〇千枚 以において 九四八千枚 荷造繩において 四、〇四三千枚 堅繩において 一、〇〇二千枚 計一、九九三、三三三枚に過ぎず、之に對して

本期需要見込量は供給見込割合 以 三、三三三枚 一、三三三% 蕨 三、三三三枚 一、三三三% 荷造繩 三、三三三枚 一、三三三% 堅繩 三、三三三枚 一、三三三% 計 六、三三三枚 三、三三三% であつて需給状況は極度に逼迫している。

内第二、四半期までは肥料用、塩、進駐軍納入物資用等の重要用途に對して、概して順調に配給し得たが、麦肥用、塩用、以が特に逼迫する虞があるので、これらの以につき九月以降十二月迄の間において肥料特配量の増量を行い緊急増産を進行して

以上のような逼迫せる需給状況下において十一月一日より昭和二十三年農工品年度が開始さ

れるのであるが農工品の需要は益々増加の傾向にあり、地方廳よりの調査が未報告の分があるため集計できないが全國農業者の調査によると四一〇、八九七千枚に達しているものであるが、関東、東北地区の水害その他の事情を考案し各府縣と打合せの結果、農工品の最低需要量を確保するため二四六、五三七千枚の最低出荷量を決定し、次官通牒を以て各都府縣知事宛割當し右數量以上の生産と出荷の確保方通牒した。

第二 報償

(1) 農工品に對する報償制度

(イ) 稻類中の肥効成分を補給還元することによつて農工品用原料農産物の確保に資するため、農工品の出荷數量に應じ、肥料を配給しその実績は(昭和二十一年十一月より昭和二十二年八月)約二〇、〇〇〇噸である。

(ロ) 農工品生産者の生産意欲の昂揚施設として製作競技會を開催せしめ、その賞品用として纖維製品、地下足袋、ゴム長靴を特配した。

本年度特配品

纖維製品、八、五一九反

地下足袋、四、〇〇〇足

ゴム長靴、二、〇〇〇足

(2) 農工品生産用肥料配給方法

肥料の配給對象は農工品の統制機關である全國農業者が收買した農工品の供出者を原則とするも農家に非らざる製繩工場等

の出荷品に対しては肥料配給の趣旨に鑑み製糞工場生産者より原料糞供給者名及供給数量を製糞工場所在地町村農業会に報告せしめ、肥料の現物は製糞工場に配給せずして当該町村農業会より原料糞供給者に直接配給するよう指導しているが斯くては原料糞の確保上遺憾の点があるので、製糞工場の原料糞(購入原料糞)に対する肥料の配給方法を改善すべく目下考案中である。

なお非農家である農工品の生産者が受配肥料を横流しする弊があるため地方廳に対し指導取締方を再三通達している。

(3) 農工品生産者戸数及び生産数量等

昭和二十年(農林省統計書による)

製造戸数 一、二六、八八戸
販賣数量

叭 三、三八、六九枚
延 三、一四、八五枚
細 五、一七、三三枚
依 三、三三、三六枚
草履表 二、二二、三三足

であるが農家生産と非農家生産との区別については、最近の調査資料がないので不明である。なお報償物資の配給については地方廳をして直接指導せしめているので農林省に於ては実数は不明である。

参考資料

(一) 昭和十六年—昭和二十二年(自三三、九)出荷実績

官報号外 昭和二十二年十一月六日

年度 出荷実績 比率
昭和十六年度 三三、一七〇点 一〇〇
七年度 三三、三九〇 一〇一

(二) 昭和二十二年年度需給状況

需要量(A) 出荷制当量(B) 出荷実績(C)
叭 一四、〇〇〇千枚 八、九〇〇千枚 三、二一三、九
延 一〇〇、〇〇〇 六、九〇〇千枚 三、〇五七千枚
細 一五、〇〇〇千貫 八、四三三貫 四、三三三貫
依 三、三三〇 一〇、九六六 八、六三三
計 三七、七三〇千枚貫 二、二二二、三三九 二、二二二、三三九

(三) 昭和二十二年年度需給計画

需要量(A) 出荷制当量(B) 出荷実績(C)
叭 一五、〇〇〇千枚 八、九〇〇千枚 三、二一三、九
延 一〇〇、〇〇〇 六、九〇〇千枚 三、〇五七千枚
細 一五、〇〇〇千貫 八、四三三貫 四、三三三貫
依 三、三三〇 一〇、九六六 八、六三三
計 三七、七三〇千枚貫 二、二二二、三三九 二、二二二、三三九

○議長(松平恒雄君) これより本日の会議を開きます。片山内閣総理大臣より発言を求められました。この際許可いたします。片山内閣総理大臣。

○國務大臣片山哲君登壇、拍手
○國務大臣片山哲君 御政府から皆さんに御報告いたしました。御了解を得たいと思ふ点があるので、発言を求めたわけでありまして、これは新聞紙上で大体御了承のことと存じますが、平野前農相に関する問題であります。

憲法上によりまする罷免権を発動いたしました経過について、次のような事情があるのであります。私はできるだけ罷免権の発動を避けて、平野君に對しまして自発的な辭職を求めたのであります。應ぜられなかつたものでありますから、止むを得ず最後の手段といたしまして罷免権

の発動をいたしましたのであります。辭職を求めました理由は、この非常危機突破のためには、閣内一致協力いたしまして、聊かの勢もないやり方で進んで行かなければならぬことは言までもないと思つておるものであります。近時における平野君の言動が、現内閣のこの方針に對しまして、甚だ遺憾であります。非協力的態度であつたのであります。これに對しまして反省を求めておつたのであります。遂に事に至りました。止むを得ず政策遂行上遺憾の点あることを考えまして、平野君に辭職を求めたのであります。ところが同君は辭職御告に應じなかつたものでありますから、止むを得ず憲法上による罷免権を先程申しましたように発動いたしましたのであります。これは内閣総理大臣に與えら

三年度 一、二、三三、九
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三
九年度 一、二、二二、三
三年度 一、二、二二、三

三年度 一、二、二二、三

つていないのであります。これも別個の問題でありまして、検査局が法規に照しまして公正な立場に立つて処置されることと信じておるのであります。

追放問題及び告訴問題には関係なく、政府の問題、閣内の問題、閣内の強力なる遂行をやつて行かなければならぬ問題としてこれを取り上げておるのであります。罷免権の発動は一に内閣総理大臣の責任においてこれを処置した点であります。こういう経過を十分に皆さんに申し上げまして、そうして諸君の御了承を仰ぎたいと存するのであります。何ら策謀とか或いは威嚇とか、そういう関係のないことを改めてここに申し上げます。皆さんの十分なる御了解を仰ぎたいために発言を求めた次第であります。(拍手)

○遠山内市君 議長、議事進行について発言を求めます。(はつきりせい)「無用」と呼ぶ者あり」議長、議事進行について……

○議長(松平恒雄君) よろしうござい

○遠山内市君 各派交渉会はどうした」と呼ぶ者あり」只今平野農相問題につきまして、首相からその経緯についてのお話を承つたのであります。その御説明内容では了解に苦しむ点がありますので、二点お伺いして見たいと思つてあります。(話が進む)「何だ」「議事進行でない」「議事進行しろ」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) ちよつと御注意をいたします。議事進行の範圍は越えないように願ひたいと思ひます。

○遠山内市君(続) 承知いたしました

た。(もう述べたおる、発言停止だ)

「議事進行に關係がないぞ」「議事進行」と呼ぶ者あり)本問題につきましては、御承知のように、世上非常なる騒ぎを惹き起しておるであります。(「議事進行に關係ないぞ」「発言取消」と呼ぶ者あり)この問題は、(議長何としておるか)と云ふ者あり)議會において……(「議事進行」「何だ」と呼ぶ者あり)議事進行であります。これを解決するに非ざれば議事は進行できない。國民の疑惑、議員の疑惑等が沢山あるのに、これを不問に付して進行するといふことは、誠に(「違ふ」と呼ぶ者あり)我々議員としては職責を完うすることができないのであります。

(「議事進行と違ふ」「議長発言を停止しろ」と呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) ちよつと御注意をいたします。議事進行の範圍を越えておるものと認めますから御中止あらんことを希望いたします。(「ヒヤ」「と云ふ者あり)(拍手)議事の都合によりこの際暫らく休憩いたします。

午前十一時三十分開会

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引き続き會議を開きます。遠山内市君より片山總理大臣の発言に対し質疑したい旨の通告がございました。これより許可いたします。遠山内市君。

「遠山内市君登壇、拍手」

「しつかりやれ」「間違わんでやれよ」と呼ぶ者あり)

○遠山内市君 先程平野農相問題に對しまして、首相よりこれが弁明的釈明を承つたのであります。本員はこの弁明に對しまして幾多の疑惑を持つており、而もこれを十分に解決するにあらずれば、國民全体が新しい憲法によつて認められましたところの議院制度そのものに對しても幾多の疑惑を招くであらうと固く信じておる者であります。(「その通り」と呼ぶ者あり)故に二三極めて簡単に御質問を申し上げ、明快なる御答弁を煩わす次第であります。

(議長退席、副議長登壇)

先程の片山首相の釈明によりますると、閣内不一致、平野農相の言動が現内閣に非協力的態度であつたので、止むなく新憲法によつて與えられたる罷免権を実際に行なつたと、こういうようなことを言つておられるのであります。併しながら我々の知る限りにおいて、殊に一般國民の知つておる限りにおいては、理由は外に沢山あつたであらうと考へておるのであります。

そういうような形式的なる、本当の通り一遍的な首相のその態度と、その言動、こういうものに對しましては我々はどうしてもこれを深く究明しなければならんと考へておる次第であります。(「究明とは何だ」と呼ぶ者あり)勿論幾多の新聞にも現れたことであ

り、而もその新聞に現れた二二を申

上げますれば、勿論西尾官房長官は中央公職審査委員会に關係はないといふことは法規上明瞭であります。が、私の知る限りにおいてはこの委員会において纏まりましたる意見といふものは、長官に報告をするといふことに相成つておると聞き及んでおるのであります。報告するといふことに相成りますれば、勢いこれが首相に傳達するといふことは女房役として當然のことであると思つておるのであります。

而もこのような追放問題といふことが、全然この關係外に置かれておるといふのに拘わらず、これが西尾長官によつて幾多發表を見ておるのであります。こういうようなことは全くその適格審査委員会の運営、これが委員会に懸つております問題が、伏せてある問題を委員会の手を過ぎずして、そういうこれがどん／＼と發表せられるというやうなことで、而も今日に至つてその追放問題にあらず、閣内不統一、不一致の結果これを首にしたといふやうなることは、これは誰がどう考へましても納得のできないことであります。て、こういうやうなことをいい加減に御説明を願ひ、而も無責任な御説明を願ひことは、この議事の進行において誠にまずい。議院としていろいろな進行上まずいと考へましたので、先程私はいろいろこの点で申し上げようと思つたのでありますが、これが中止で

ある。こういうやうなことでありまするので、止むなく立つた次第であります。(「もつと勉強しろ」「交渉会で謝罪したのなんだ」「はつきりしろ」と呼び、その他発言する者多し)かくのごとくいたしました、私は何と首相が御答弁になりました、これは追放問題と刑事問題と絡んで來ておる問題であると思つておる。そういたしますと追放問題に處まして、而も或る新聞には号外まで出ておる。こういうやうなる問題については、もう少し掘り下げて、そうしてここで釈明をして貰うにあらざれば明瞭を欠くのであります。而も半年以前に最も立派なお方として推薦せられたる平野農相が、半年経たない内にただこれが追放である、これが首であるといふやうなことを以てしては、とても満足が得得ないのであります。而も傳うところにありますと、進んでこの資格審査の枠まで拡張するといふやうなことも出ておりますが、こういうやうな問題についての今までの経過等も承わりたいのであります。又この告訴問題について鈴木法相は、これは新聞に出ておることではありますが、辭職すれば不起訴になるであらうといふやうなことを言つておられるのであります。勿論刑事訴訟法に定めております点では、いわゆる起訴、不起訴といふやうなことは、犯罪あれば必ず起訴しなければならん

は、今日の規定はなつておらんのであります。いわゆる任意主義を採つておる、便宜主義を採つておる我が訴訟法の実体といたしましては、これは止むを得んことであると思つておるけれども、併しながら犯罪があるといいたしますすれば、犯罪があることを前提といたしますれば、あるんだけれどもこう／＼いうわけにこれを不起訴にする。辭めれば勘弁してやる、辭めなければお前の首を取るといふやうな言葉を濁らせられるといふことは、全く実に驚くべきことであります。これは閣員の一人に對して恐喝を行うものであると言わなければならんと思つたのであります。(「本人に聴け、事實は……」と呼び、その他発言する者多し)

○副議長(松本治一郎君) 靜粛に……

○遠山内市君(續) こういうやうな意味におきまして、私は只今首相が申されましたやうに、いわゆる閣内の不一致といふことの一言を以て述べておられましたことについて満足が得ない。(「そこを突つ込め」と呼ぶ者あり)故に、いわゆる起訴、不起訴の問題並びに追放上の問題といふものが、只今抽象的に申されましたやうなことで満足できませんので、具体的に、而も協力できない、いかない人間である、不都合な人間であるといいたしますれば、どの点が不都合であつて、そうしてこれを追つ拂わなければならん

かという点を明瞭にいたして貰いたいと考へておるのであります。我々自由党は常に反対の立場におると言われれておりますけれども、平野君がこの農村問題について非常なる御苦勞になつておるといふことについては、敬意を拂つておるのであります。ところが難耳に水で、これが不都合千万であるといふことは誠に當を得ないのであります。故にこの点については今も御発言がありましたように、簡単に一言を以ちまして御答弁を願う次第であります。

〔答弁必要なし〕「審査委員会と裁判所に懸け」と呼ぶ者あり

○副議長(松本治一郎君) 片山首相より発言を求められております。これを許します。

〔國務大臣片山首相登壇〕

○國務大臣(片山首相) 只今の御質問はいろいろの問題を一緒にして御質問になりましたので、混線いたしましたと思うのであります。〔その通りだ〕と呼ぶ者あり。私の平野君に対して辭職を求めた理由は、私自身が申したのでありますから、極めて明白であります。即ち非協力では政策遂行に遺憾の点がある、その意味において辭めて貰いたい、こういうことを理由にして辭職を求めたのであります。外のことには理由にしないのであります。でありますから恐喝的な言葉を使つたり、或いは又追放を以て威嚇したり、こういうようなことは辭職を求める理由

にいたしてないのであります。その点は極めて明らかであります。この辭職勧告に対して應じられないといふことになりましたのでありますから、甚だ遺憾であつたけれども、罷免権を發動したこの筋は、極めて明白に何らの混線なく通つておるのであります。但し告訴問題或いは追放に關する資格上の問題が別個にあることは事実であらうと思ひます。それは告発はすでに提起せられて検事の取調べ中であるといふことでもあります。又こういうことが明らかになつておるのであります。資格問題は衆議院の立候補の當時であるとか、或いはその他重要な地位に就きます時において審査し、パスをいたしましたとしても、これは終了ではない。いつでも更に調べられる。大臣であらうと一般の人であらうと、同様に法規に照して調べるといふような状態になつてゐるといふことも明らかであります。そういう問題が別個にありますが、私の辭職を求めた理由の中には、それは入れていないのであります。こういう關係を明らかに御了承願ひ得るならば、全体の問題がすべて明瞭になつて來ると思ふのであります。只今の御質問に對するお答えは、その線を明らかにすることによつて十分お答えになるだらうと信じております。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) これより日

程に入ります。

日程第一、農地開發營團の行ふ農地開發事業を政府において引き継いだ場合の措置に關する法律案(内閣提出)、日程第二、重要肥料業統制法等を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)、日程第三、新築家賃調節特別會計法を改正する法律案、(内閣提出、衆議院送付)、以上三件を一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。農林委員長柳見義男君。

報告報告書

農地開發營團の行ふ農地開發事業を政府において引き継いだ場合の措置に關する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を付し、要領書を添えて報告する。

昭和二十二年十一月一日

農林委員長 柳見 義男

衆議院議長 松平 恒雄

多数意見者署名

松村眞一郎 藤野 繁雄

北村 一男 岡村文四郎

木村三三郎 柴田 政次

石川 進吉 西山 龜七

河井 彌八 鹿瀬與兵衛

山崎 恒 羽生 三七

小杉 繁安 平沼彌太郎

寺尾 博 板野 勝次

高橋 啓

要領書

一、委員会決定の理由

農地開發營團は、昭和十六年制定の農地開發法によつて設立せられ、食糧自給強化のために必要な農地の造成及び改良事業について政府の代行機關として活動し、又一昨年より実施せられてゐる緊急開拓事業の政府代行機關たる役割をもつて來たが、本來大規模な開拓事業はその性質上政府の責任において実施する事の必要性から、また當國が本年九月二日付を以つて閉鎖機關に指定せられた關係もあり、今開國の行ふ農地開發事業及び緊急開拓事業を、本來の事業委託者たる政府自ら引継がんとするもので本件は妥當なるものと認める。

二、利害得失

農地開發及び緊急開拓事業施行の責任所在の明確、機能の簡易化により事業施行の迅速且つ適確化を期する上において利するところ大なるものがあると思はれる。

三、費用

農地開發營團の資産を政府が引継ぐために要する費用の一部は今期國會において、他の一部は次期國會において予算上の措置がとら

れる予定である。

農地開發營團の行ふ農地開發事業を政府において引き継いだ場合の措置に關する法律案

右

國會に提出する。

昭和二十二年九月二日

内閣総理大臣 片山 哲

農地開發營團の行ふ農地開發事業を政府において引き継いだ場合の措置に關する法律案

第一條 政府が農地開發法第四十四條第一号の農地開發事業で農地の造成に係るものの用に供されてゐる土地(当該土地の上にある物件を含む。)又は当該事業によつて造成された農地で農地開發營團の所有に属するものの譲渡を受けたときは、当該土地物件は、自作農創設特別措置法第三十一條の規定による未墾地買収計画により同法第三十條の規定によつて買収したものとみなす。

前項の譲渡を受けた土地の對價の支拂については、自作農創設特別措置法第四十三條の規定を準用する。

前項の規定により政府の発行する証券は、これを自作農創設特別措置特別會計の負担とする。

第二條 政府は、農地開發營團から農地開發法第四十四條第二号の農

地開墾事業を引き継いで行ふときは、政令の定めるところにより、当該事業の施行地区をその区域の一部とする都道府県に、当該事業の費用の一部を負担させることができる。

都道府県知事は、政令の定めるところにより、前項に規定する事業に因つて利益を受ける者に、その受ける利益の限度において、同項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

前項の処分を受けた者は、当該処分について異議があるときは、都道府県知事に対して異議を申し立てることができる。但し、その処分を受けた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

第二項の負担金は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。但し、先取特権の順位は、国税に次ぐものとする。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、この法律公布の日から三十日を経過しない間の日でなければならない。

審査報告書

重要肥料統制法等を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月一日

農林委員長 楠見 義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

松村眞一郎 藤野 繁雄

北村 一男 岡村文四郎

木村三郎 柴田 政次

石川 准吉 西山 亀七

河井 彌八 廣瀬與兵衛

山崎 恒 羽生 三七

小杉 繁安 平沼彌太郎

寺尾 博 板野 勝次

高橋 啓

要領書

一、委員会決定の理由

現行重要肥料統制法は昭和十一年に制定せられ、その目的とする所は硫酸、石灰窒素及び過燐酸石灰等の重要肥料毎に夫々製造業者をして組合を設立せしめ、肥料の製造総数量及び組合員に対する割当の決定、肥料販賣價格の決定等の事業を爲さしむるに在つたが、その後の状態変化に伴い右の如き事業はすべて政府自らが行うこととなり、組合は法律の本来の機能を喪失するに至り、更に又いわゆる私的独占禁止法の趣旨にも反するので各組合は本年三月三十一日解散するに至つた。従つて現行法は全くその存在理由を失うに至つたので今回これを廃止せんとするものである。

又現行日本輸出農産物株式会社法は昭和十五年制定せられ、その目的とする所は日本輸出農産物株式会社を設立し、除虫薬、薄荷について一元的な集荷及び配給を行わしむるに在つたが、これも亦いわゆる私的独占禁止法の趣旨に反するので今回現行法律を廃止せんとするものである。

以上の理由に依り右二法律の廃止は妥當なものと認める。

二、利害得失

重要肥料統制法の廃止は法制整備上当然且つ必要なことであり、日本輸出農産物株式会社法の廃止は経済の民主化に資する上において有効である。

三、費用

本件については特別の費用を要しない。

重要肥料統制法等を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十二年九月二十三日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

重要肥料統制法等を廃止する法律案

重要肥料統制法及び日本輸出農産物株式会社法は、これを廃止する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行前になした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

審査報告書

新炭素給調節特別会計法を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月一日

農林委員長 楠見 義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

松村眞一郎 藤野 繁雄

北村 一男 岡村文四郎

木村三郎 柴田 政次

石川 准吉 西山 亀七

河井 彌八 廣瀬與兵衛

山崎 恒 羽生 三七

小杉 繁安 平沼彌太郎

寺尾 博 板野 勝次

高橋 啓

一、委員会決定の理由

現行新炭素給調節特別会計法においては、その資金はすべて借入金によつて賄われ、しかもその限度は振替預金一千万円を含めて総額五億一千万円に限定せられていたため、事業分益の割合に資金少額に過ぎ、よつて本来の機能發揮上遺憾の点が少くない。本法案は炭素の買入金調達のため一年以内に償還する証券発行の途を啓き、又買入代金の支拂上一時現金に不足を生じたときは、当該年度内に償還する証券を発行し得ることとし、借入金、一時借入金及び証券の借換のためにも証券を発行し又は借入金をなすことの出来る途を啓くと共にこれらの証券、借入金、一時借入金の最高額を通じて三十億圓に定めんとすることを主たる内容としたもので、現在の実状より見て必要なる改正と認められる。

二、利害得失

現在の炭素需給不均衡の諸種の原因の中の一として、政府買入資金の不足のために支拂が滞り、それによつて供出にも悪影響を與えていることが挙げられていた実情であるから、本法案の施行により右の障害も除かれ特別会計事業運営上利するところ甚だ大なりと思われる。

三、費用

本法案実施上特別の費用を必要としない。

薪炭需給調節特別会計法を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十月二十一日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄

薪炭需給調節特別会計法を改正する法律案

薪炭需給調節特別会計法

第一條 薪炭の需給を調節するため國が行う薪炭の買入、賣渡又は貯蔵に関する一切の歳入歳出は、これを一般会計と区分して特別会計を設置する。

第二條 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この会計において、薪炭の買入代金以外の経費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

第四條 この会計において、薪炭の買入代金の財源に充てらるるため必要があるときは、この会計の負担において、一年内に償還する証券を

発行し、又は同期間内に償還する借入金をなすことができる。

この会計において、薪炭の買入代金の支拂上一時現金に不足があるときは、この会計の負担において、当該年度内に償還する証券を発行し、又は同期間内に償還する一時借入金をなすことができる。

第五條 前條第一項の規定により発行する証券又は借り入れる借入金の借換のため、この会計の負担において、一年内に償還する証券を発行し、又は同期間内に償還する借入金をなすことができる。その借換についても、また同様とする。

前項の規定は、前條第二項の規定により発行する証券又は借り入れる一時借入金の借換について、これを適用する。この場合において、前項中「一年内」とあるのは、「当該年度内」と読み替へるものとする。

第六條 この会計の負担に属する証券、借入金及び一時借入金の額は、通じて最高三十億円とする。

第七條 第三條乃至第五條の規定する証券、借入金及び一時借入金の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が、これを行う。

第八條 この会計の負担に属する証券（第四條第二項及び第五條第二項の規定により発行する証券を除く。）及び借入金の償還金、証券、借入金及び一時借入金の利子並びに証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計にこれを繰り入れなければならない。

第九條 この会計においては、薪炭の賣渡証券、証券、第四條第二項及び第五條第二項の規定により発行する証券を（く）の発行による収入金、借入金及び附屬雑収入を以てその歳入とし、薪炭の買入代金、薪炭の買入、賣渡、貯蔵及び運搬に関する諸費、証券（第四條第二項及び第五條第二項の規定により発行する証券を除く。）及び借入金の償還金並びに証券、借入金及び一時借入金の利子その他の諸費を以てその歳出とする。

第十條 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十一條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書
二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
四 國庫債務負担行為の翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額及び支出額の見込並びに当該年度以降の支出予定額

附しなければならない。

第十三條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部にこれを預け入れることができる。

第十四條 この会計において、決算上剰余を生じたときは、翌年度の歳入にこれを繰り入れるものとする。

第十五條 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十六條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 債務に関する計算書

第十七條 この会計において、支拂義務が生じた歳出金で当該年度内に支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかわらず、大蔵大臣の承認を経ることを要しない。

農林大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び會計検査院にこれを通知しなければならない。

第十八條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。
第二條 昭和十七年法律第二十七号（薪炭需給調節特別会計振替運轉資本臨時補足に関する法律）は、これを廃止する。
第三條 従前の薪炭需給調節特別会計法第二條の規定により一般會計から振替運轉資本として繰り入れた金額及び旧法により振替運轉資本を臨時補足した金額に相當する金額は、この會計から一般會計にこれを繰り入れるものとする。

第四條 従前の新築需給調節特別會計法第三條の規定により借り入れた借入金は、これを第四條第一項の規定により借り入れた借入金とみなし、従前の新築需給調節特別會計法第七條の規定により借り入れた一時借入金は、これを第四條第二項の規定により借り入れた一時借入金とみなす。

第五條 昭和二十年度及び昭和二十一年度の決算に関しては、なお従前の例による。

〔附見委員登壇、拍手〕

○補見委員 只今上程されました三つの案件につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案について御説明申し上げます。この法律案は御承知のように、去る九月二日附を以ちまして農地開發營團が閉鎖機關に指定せられましたので、従来農地開發營團が行なつておりました農地開發事業を政府において引き継ぐこととしたしまして、その場合の善後措置を内容としたものでございます。元來農地開發營團は昭和十六年法律第六十五号を以て制定せられました農地開發法に基づいて設立せられました特殊法人でございまして、この農地開發法は当時の食糧需給状況に鑑みまして、國內における食糧

自給力の増大を企圖いたしまするために、農地の造成及び改良を促進する目的を以て制定せられた法律でございまして、而してこの目的達成のために政府代行機關といたしまして、農地開發營團が資本金三千万円、内半額政府出資により設立せられ、爾來營團は法律の規定に従ひまして、農地の造成及び農業水利改良の事業を実施して参つたのであります。又一昨年緊急開拓事業が國の大方針として決定せられますや、この事業の相当部分をこれ亦政府代行機關として実施して参つたのであります。農地の開發のために從來相當の功績を挙げて参つたのであります。今申し上げましたように、今回閉鎖機關に指定せらるるに當りまして、もとと政府の代行機關でございましたが故に、その代行の仕事は勢い委託者である國の事業に吸収せられることが極めて自然であります。旁々大規模な開拓事業のごときものは、その性質上やはり政府の責任において実施することが必要でございしますので、これらの観点から、營團の施行して参りました農地開發事業を緊急開拓事業と合せて、すべて政府においてこれを引き継ぐこととしたしてあるのであります。而して一面において、現在政府みずから行なつておられますところの開拓事業におきます土地或いは物件の取得処分

につきましては、自作農創設特別措置法及び同特別會計法によつて行なつておられますので、今回營團から引き継ぎましたこれらの土地物件につきましても、同様に自作農創設特別措置法によつて買収したと同一の取扱ひをいたすこととしておるのであります。又營團が現在農業水利改良事業について事業をいたします場合に、その利益を負担いたしまするいわゆる受益者負担の制度が農地開發法において認められておりますので、今回營團から政府が引き継ぎますこれらの農業水利改良事業につきましても、同様の受益者負担の制度を存続せしめることとしたしてあるのであります。

以上が法案の内容でございしますが、委員会におきまして質疑の主な対象になりましたのは、政府が事業を引き継ぐに當りまして、往々にして生ずることのある事業実施上の空白状態や工事の遅延が、差し迫つた食糧増産の観点から大きな支障を來すことのないや否や、或いは引き継いだ後における政府の機關の活動について、從來の營團との比較上その間大なる支障、或いは懸隔がなきや否やというようなことが中心でございしましたが、これらの問題につきましては、政府よりそれら善後する旨の答弁があつたのであります。又開拓と治山治水との關係につきましても重要な質疑がございましたが、これは先般開拓關係の法案について委員長報告をいたしましたところと大同小異でございしますので、ここではこれを省略いたしますので、詳細は速記録によつて御覽を願うことにいたしました。と存するのであります。質疑終了後討論に附しましたところ、別に御発議もなく、直ちに採決に入りまして、その結果は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、重要肥料統制法等を廃止する法律案について御説明申し上げます。この法律案の内容は、重要肥料統制法と日本輸出農産物株式會社法を廃止する法律案でございします。重要肥料統制法は御承知のように昭和十一年に制定せられましたので、その目的をいたしますところは、肥料の需給の円滑及び價格の公正を図り、以て肥料製造業及び農業經營の改善発達を期するにありましたが、その内容といたしますところは、全く肥料製造業組合に関するものでございします。即ち硫酸、石灰窒素、過磷酸石灰につきまして、それら製造業者をして組合を設立せしめ、この組合の主な目的は、肥料の製造總數量の決定、或いは組合員に対する製造量の割当決定、肥料價格の決定等の事業をなすことにあつたのであります。然るにこれらの重要な事業は、その後の情勢変化に伴ひまして、すべて政府がみずからこれを行うことになりましたので、組

合は事実上單に政府の決定に参画するのみで、法律所定の本来の機能を喪失するに至つておるのであります。又一面「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の趣旨にも反しますので、本年三月三十一日附を以て各組合はそれら解散をいたしました。よる次第であります。従つて現行法は全くその存在の理由を失つておりますので、今回この法律を廃止せんとするものであります。

又日本輸出農産物株式會社法は昭和十五年に制定せられたものでございまして、この法律によつて、當時いわゆる國策會社として一千万円、内、政府半額出資の日本輸出農産物株式會社を設立いたしました。この「じよちゆうきく」はつかについて一元的な集荷及び配給を行なつて参つたのであります。同様に私的独占禁止法の趣旨に反しますので、今回この法律も廃止せんとする次第であります。

以上の二つの法律の廃止につきましては、その理由からいたしまして極めて当然でございまして、さして問題もないわけではあります。法案審議に際しまして、これと關聯して、例えば肥料需給の現状及びその將來の見通しその他に關し、種々質疑が行われたのであります。が、これらの点につきましては、或るものは速記録に割愛し、或るものにつきまして、更に他の關係法案の審議に際して一段と掘り下げた上で別の機会に御

合は事実上單に政府の決定に参画するのみで、法律所定の本来の機能を喪失するに至つておるのであります。又一面「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の趣旨にも反しますので、本年三月三十一日附を以て各組合はそれら解散をいたしました。よる次第であります。従つて現行法は全くその存在の理由を失つておりますので、今回この法律を廃止せんとするものであります。

報告いたしたいと存するのであります。

本件につきましても、討論においては別に御発議もなく、採決に入り、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に新炭需給調節特別会計法を改正する法律案について御報告申し上げます。

先ず法律案の内容を御説明いたします。御承知のように現在、政府は新炭の需給調節のために特別会計を設けまして、これによつて販賣用新炭の買入、貯蔵又は貯蔵の事業をいたして参つておるのでありますが、これらの事業の実施に必要な資金は、現行法におきましてはすべて特別会計の借入金によつて賄われており、而もその限度は据置運轉資金一千万円を含めて総額五億一千万円に限定せられております。このために、事業分置の割合に、据置運轉資金が少額に過ぎることは勿論であります。全体としても事業運営の上から申して資金繰りは極めて窮乏でございます。これがため最近において、は本炭の機能發揮上遺憾の点が多いために、今同現行法を改正いたしました。新炭の買入資金調達のために一年以内に償還する証券発行の途を開き、又買入代金支拂上、一時現金に不足を生じましたときは、当該年度内に償還する証券を発行し得ることとしたし、尚、借入金、一時借入金及び証券の借換のために更に証券を発行し又は借入金をなすことのできる途を開きますと共に、これらの証券、借入金、一時借入金の最高額は、通じて三十億円とせんとするものでございます。尚これと同

時に、財政法及び改正会計法の施行等に伴ひまして、所要の改正をも併せ行うこととしたのであります。

改正法律案の趣旨をいたしますところ及びその内容は以上申し上げました通りであります。現在の新炭供給不円滑のいろいろの原因の中の一つとして政府の新炭買入資金の不足のために支拂が悪く、それによつて供出にも悪影響を與えておることが挙げられており、従つて供給確保対策の一つとして、この買入資金の充足が必要とせられております。実情からいいたしまして、本法案の制定が必要と言わなければならぬのであります。併しながら御承知のように本年冬の燃料問題は、國民生活の安定というよりは、むしろ最低限維持の観点から、極めて重大な問題といたしまして、すでに本院の電気委員会におかれまして、ひとり電力の観点からのみでなく、総合的燃料対策の観点からいろいろ御心配になつておられるのであります。又先日

の自由討議におきましても、各議員の方々から鋭利な討議が行われた通りでございます。農林委員会といたしまして、本年の冬季渾水期における燃料事情が非常に憂慮せられておりましたので、本年七月、研究会の形式を以ちまして、冬季の燃料対策について農林當局から説明を聴取いたしました。同時に必要な助言及び推進をして参つたのであります。当時や好評を期待せられました新炭事情も、東北、関東、水害を契機といたしまして、最近とみに悪化して参りましたことは御承知の通りであります。本法案が付託せら

れまされた機会に更に慎重且つ熱心なる審議を重ねられた次第であります。而してこの委員会の審議を通じて明らかになりましたところを以下御報告を申し上げます。これらの経過を、最近における新炭需給状況と今後の見通しという形に取組まして以下申し上げます。次第でございます。が、これは法案審議に際して政府委員の説明、各委員と政府との間における質疑應答の結果をコンデンスしたものと御承知願ひたいのであります。

先ず最初に本年との比較の便宜上、昨年度の事情から振返つて見たいと存じます。即ち政府説明による昨年度の新炭配給実績は、木炭が八百八十二トン、普通燃料用新炭：ガス用新炭の外に普通燃料用新炭と称してあるのであります。これが千五百三十五万九千九百石でございます。計画に対する実績比率は、木炭が五二・二、新炭が二八・八の成績でございます。而して右の全体の配給総量の内、家庭配給の実績は、木炭が六十一万二千トン、新炭が千四百七十八千九百石でございます。これを東京府の例によつて家庭配給の実績を見ますと、家族五人を標準世帯として、一世帯当り木炭三俵、新炭十二束及び豆炭、煉炭等の加工炭が三俵で、木炭換算にいたしまして約七・四俵で、年間計画の七四％に當つておるのであります。先ず以上のことで我々の直ちに氣付きますことは、第一に、計画と配給実績との間に極めて大なる相違があるということであり、第二に、東京府の例に徴しても明らかでございます。大都市に相當の重点的配慮がなされて

おるといふことであります。第三には、木炭にしましても又新にいたしましても、家庭用以外に輸送用とか重要産業用その他の用途向けに相當大量のものが充てられておるといふことであります。第四に、総合燃料対策の観点から、各種の熱源についてその間完全な総合対策の実行が必要であります。と共に、本年度の見通しと昨年の実績及び経験とを比較いたしました場合、本年は新炭に余程大きな負担が掛つて来るというのでございます。

次に本年度の状況でございますが、新炭の供出計画は、年間木炭において八百八十七万一千トン、普通新炭は四千二百五十九万五千九百石で、配給計画もほぼこれと同数量でございます。この配給計画は、昨年度の配給実績に比較いたしますと、木炭において約八割の増、普通新炭において約二倍半の増でございます。併しこの計画は、後程述べますように、その後産地に水害その他の困難な事情が起りましたことと見ました場合に、余りにも架空な計画数字でございます。今後の問題といたしましては、随分たる基礎の上に立つて実行可能なる計画を立て、その計画を一〇〇％完遂すること、に最善の努力を拂うというやり方が最も大切であるということを示唆いたしておるのであります。(拍手)

而して本年度第一四半期の状況は、農山村における労働者の増加、前年の冬山増産運動の影響、特に前年度なかつた食糧配給制度の実施等のために、供出実績は計画よりは遙かに及ばなかつたのでありますけれども、それでも前年

同期に比較いたしますと、木炭において約二〇％、新炭において約一五％増加を見ておるのであります。併し第二四半期に入りましてからは、折角の食糧配給制度も生産額における食糧事情等から継続が困難になりました。又その他のいろいろの事情に伴つて漸次実績が萎んで参つて参りました。結局上半期を通じての配給実績は、東京府の例を取つて見ましても、木炭、新炭及び加工炭を通じて木炭換算で標準一戸当り三・三三俵で、昨年度の上半期の実績と比較いたしますと、昨年は三・一四俵でありましたから、約〇・二俵の増加を見た程度に過ぎぬ実績でございます。

次に最も問題となる本年下半期の状況でございますが、通常の年におきましても、この期間は新炭の出廻り或いは石炭輸送等と競合いたしまして、輸送面において著しい困難を伴うことは御承知の通りであります。前半年の不成績のために消費地に在庫として見るべきものがない実情から致しまして全国的に問題でございますが、特にその供給背後地であります東北、関東の大水害の影響を受けております。京浜地方の需給の状況は、結論的に申上げますと極めて悲観的でございます。政府の計画であります総合燃料対策において、例えば東京都について、一戸当り電気、ガスを含めて木炭換算九俵と申しておりますが、その中、木炭一・四俵、薪一・二俵、加工炭三俵、合計五・六俵を予定しておりますが、この数字は、昨年度下半期の実績であります。木炭、薪、加工炭を合して四・三四俵に比較いたしますれ

は約三割の増加でございますけれども、先日の自由討議におきましても種々議論のございましたように、この計画数字は冬季において暖を取るというよりな程度のものでなく、食生活をするに漸く間に合ひ、即ち救済のための最低の熱源でございますから、経済安定本部は勿論、農林、商工、運輸各省の眞に強力なる実現完遂への努力が望まれる次第でございます。而してこの計画実現のために、その対策として政府は一面現在の隘路打開方策をも兼ねまして、例えば食糧配制度の復元とか、供出リンク報奨物資の放出、或いは生産者及び消費者價格の差額の縮減、國有林官行製炭及び立木処分による薪炭増産、豆炭、煉炭等の加工炭の増産とこれが都市への集中、薪炭輸送力の増強と滞荷の一端、積流れ防止とその取締強化等のいろいろの対策を立てておりますけれども、委員会の質疑を通じ最も重要視せられましたことは、差当り当面の問題として薪炭輸送力の増強と滞荷一掃の問題でございます。即ち差し迫つた問題として資金と輸送の問題が挙げられるのであります。資金の問題はこの法律案の施行によりまして解決を見るわけでございますから、輸送強化によつて、現在生産地方に影しく滞荷いたしてあります薪炭をこの際全力を挙げて消費地に輸送することが、最も重要とせられておるのでございまして、委員会の審議に参加せられました一松商業委員長から、輸送計画の立つまで今後の生産を止めるべきではないかというふうな質疑が出た程でございます。政府は輸送計画については、現

在北海道において釧路に集結し、それを海上輸送するために、釧路集結のための特別配車計画、或いは岩手、福島地方に對する臨時貨物列車の増強、秋田縣における船川、土崎港集結のための特別の配車計画、その他青森、山形、関東、信越等の諸縣に對する配車計画等を種々計画されておるのであります。以上が、それらの計画の中で未だ確定実行にまで至つていないものも少くない実情でありまして、積雪地方におきまする今後の小運送問題と共に、將來一層の努力が強く要請せられました次第でございます。

以上のような経過を経て質疑を終了いたしました。去る十一月一日討論に付しましたところ、別段の御発言もなく、次いで採決に入り、全会一致本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言の通告もありません。これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の御起立を請います。

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 議員起立、よつて三案は全会一致を以て可決せられました。これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

出席者は左の通り。		議長		副議長	
議員		松平 恒雄君	松本治一郎君	西田 天香君	阿竹齋次郎君
細川 嘉六君	友三君	藤田 芳雄君	千田 正君	岩間 正男君	川上 嘉君
廣瀬 傳一君	五郎君	玉置吉之丞君	堀越 儀郎君	山下 義信君	岡本 愛祐君
羽仁 五郎君	恒雄君	青山 正一君	藤井 丙午君	三好 始君	市來 乙彦君
池田 恒雄君	九鬼紋十郎君	伊達源一郎君	松村眞一郎君	飯田精太郎君	川上 嘉市君
波多野林一君	哲翁君	伊藤 保平君	飯田精太郎君	川上 嘉市君	米倉 龍也君
江熊 哲翁君	宿谷 榮一君	小野 哲君	青山 正一君	藤井 丙午君	三好 始君
島村 軍次君	山崎 恒君	藤井 丙午君	三好 始君	市來 乙彦君	伊達源一郎君
補見 義男君	西郷吉之助君	加賀 操君	服部 教一君	來馬 琢道君	伊藤 保平君
加賀 操君	服部 教一君	來馬 琢道君	伊藤 保平君	飯田精太郎君	川上 嘉市君
寺尾 博君	小杉 伊子君	藤野 繁雄君	赤木 正雄君	岡部 常君	德積眞六郎君
早川 慎一君	北條 秀一君	鎌田 逸郎君	河井 彌八君	竹下 豐次君	鈴木 憲一君
鈴木 憲一君	高橋龍太郎君	山本 勇造君	田中耕太郎君	中村 正雄君	カニエ邦彦君

千葉 信君	大野 幸一君	西川甚五郎君	寺尾 豐君	遠山 丙市君	森田 豊壽君
清水 武夫君	木村福八郎君	下條 恭兵君	堀 眞琴君	赤松 常子君	金子 洋文君
梅津 錦一君	松下松治郎君	丹羽 五郎君	藤井 新一君	佐伯卯四郎君	木下 源吾君
井上なつる君	波多野 鼎君	羽生 三七君	岡元 義人君	新谷寅三郎君	島田 千壽君
若木 勝藏君	結城 安次君	伊藤 修君	天田 勝正君	谷口彌三郎君	油井賢太郎君
吉川末次郎君	田中 信義君	植竹 春彦君	岡田喜久治君	小林 繁安君	高橋 啓君
小杉 繁安君	小林 勝馬君	深川タマエ君	前之園喜一郎君	水橋 藤作君	三木 治朗君
大島農夫雄君	大島 定吉君	村尾 重雄君	齋 武雄君	鬼丸 義齋君	岡田 宗司君
小泉 秀吉君	中井 光次君	北村 一男君	川村 松助君	堀 末治君	荒井 八郎君

西川甚五郎君	寺尾 豐君	遠山 丙市君	小林 英三君	松野 喜內君	玉屋 喜章君	一松 政三君	深水 六郎君	尾形六郎兵衛君	小野 光洋君	中川 幸平君	木曾三四郎君	左藤 義詮君	平沼騷太郎君	國務大臣	內閣總理大臣	政府委員	農林事務官 (農政局長)	農林事務官 (開拓局長)	農林事務官 (林野局林政部長)	黑田 英雄君	柴田 政次君	森田 豐壽君	板谷 順助君	黒川 武雄君	徳川 頼貞君	大隅 憲三君	仲子 隆君	境野 清雄君	岡 伊能君	西山 龜七君	大隈 信幸君	小出 清一君	片山 哲君	山添 利作君	伊藤 佐君	安孫子藤吉君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	------	-----------------	-----------------	--------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------

定價 一部 一四・四十錢

東京都新宿区市ヶ谷本町町
電話 九段五三一〇〇 郵政課
振替東京一九〇〇〇〇 圖書課